

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部附属教養教育高度化機構に置かれる部門の組織を定める内規の一部を改正する規則（案）

改正理由：初年次教育部門に「人文科学教育研究分野」を、実施部門の教養教育専担分野に「高等教育実践領域」を設置するため所要の改正を行う。

現 行			改 正		
東京大学大学院総合文化研究科・教養学部附属教養教育高度化機構に置かれる部門の組織を定める内規			東京大学大学院総合文化研究科・教養学部附属教養教育高度化機構に置かれる部門の組織を定める内規		
平成 2 2 年 4 月 1 日 教授会承認			平成 2 2 年 4 月 1 日 教授会承認		
(略)			(略)		
第 2 条 部門に、次に掲げる分野を置く。			第 2 条 部門に、次に掲げる分野を置く。		
部門名	分野	領域	部門名	分野	領域
自然科学教育高度化部門			自然科学教育高度化部門		
科学技術インタープリター養成部門			科学技術インタープリター養成部門		
社会連携部門			社会連携部門		
アクティブラーニング部門			アクティブラーニング部門		
国際連携部門			国際連携部門		
初年次教育部門			初年次教育部門	人文科学教育研究分野	
環境エネルギー科学特別部門			環境エネルギー科学特別部門		
実施部門	外国語教育分野		実施部門	外国語教育分野	
	教養教育専担分野	高等教育融合領域		教養教育専担分野	高等教育融合領域
		高等教育先端領域			高等教育先端領域
		高等教育特定領域 I			高等教育特定領域 I
		高等教育特定領域 II			高等教育特定領域 II
	高等教育実践領域				
リーディング大学院教育分野		リーディング大学院教育分野			
(略)			(略)		

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。